平成30年

島本町議会12月臨時会議会議録

平 成 3 0 年 1 2 月 2 7 日 開 議 平 成 3 0 年 1 2 月 2 7 日 散 会

平成30年12月27日(第1号)

平成30年島本町議会12月臨時会議会議録目次

第 1 号(12月27日)

○出席議員	1
○議事日程·····	2
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○会議録署名議員の指名	3
○第90号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	3
○第91号議案 工事委託協定の締結について	4
○散会の宣告	2 1
※付議事件の議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5

平成30年

島本町議会12月臨時会議会議録

第 1 号

平 成30年12月27日(木)

島本町議会12月臨時会議 会議録 (第1号)

年月日 平成30年12月27日(木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番 塚 田 淳 2番 大久保 孝幸 3番 東田 正樹 4番 平 井 均 5番 河 野 恵 子 6番 清 水 貞 治 7番 岡田 初惠 8番 川嶋 玲 子 9番 戸田 靖 子 10番 中田 みどり 11番 野 村 篤 12番 伊集院 春美 13番 福嶋 保 雄 14番 村上 毅

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 山田 紘平 副 町 長 小田 哲史 教 育 長 持 田 学 健康福祉 総合政策 北河 総務部長 英 原山 浩紀 由岐 郁子 部 長 長 部 都市創造 都市創造部 上下水道 名越 誠治 柏木 栄一 水木 正也 長 理 事 長 部 教育こども 消防長 近藤 治彦 岡本 泰三 会計管理者 永 田 暢 部 長

上下水道部 梅若 英夫 工務課長

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第1号

平成30年12月27日(木)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第90号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めること について

日程第3 第91号議案 工事委託協定の締結について

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦 労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日でありますが、議案審議のため、地方自治法第102条の2第7項及び会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより平成30年島本町議会12月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑 な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 塚田議員及び11番 野村議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、第90号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) おはようございます。それでは、第90号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、前委員である清水照光氏の死去に伴い、新たに選任するも のでございます。

氏名は馬場治人氏で、任期につきましては、前任者の残任期間である平成 32 年 9 月 30 日まででございます。

以上、まことに簡単でございますが、第 90 号議案の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第90号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第90号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3、第91号議案 工事委託協定の締結についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) おはようございます。それでは、第 91 号議案 工事委託協定の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の91の1ページでございます。

本協定は、「東海道本線山崎・島本間 529 k 444m付近 公共下水道五反田雨水幹線工事の施行に関する協定」で、西日本旅客鉄道株式会社と協定を締結したいためでございます。

公共下水道五反田雨水幹線の整備につきましては、百山地区ほか約 42.8ha 及びその下流域の浸水防除を目的と、国の防災・安全交付金を活用し、平成 28 年度から工事着手しております。

そのような中で、東海道本線山崎・島本間 529 k 444m付近の軌道横断部の工事施行につきましては、列車の運転保安に影響のある工事でありますことから、受託者となります西日本旅客鉄道株式会社との間で、随意契約により基本協定書を締結しようとするもので、協定金額については3億8,091万6千円で、工期については、議会の議決日から平成32年3月31日までといたしております。

なお、契約保証金については、島本町財務規則第 117 条第 3 号により、免除としております。

それでは、参考資料として添付しております図面等につきまして、順次、ご説明申し上げます。

議案書 91 の 2 ページの次の次に添付しております、議案参考資料 1 ページをご覧ください。

平成30年9月27日に、本町と西日本旅客鉄道株式会社との間で本町の計画に基づき 実施協議を行ったところ、同年12月17日付近統施第1093号により、別添の「基本協定 書」の内容に異議がなければ協定を締結したい旨の意思表示があったものでございます。

次に、議案参考資料2ページから4ページをご覧ください。基本協定書でございます。 同協定書の文案につきましては西日本旅客鉄道株式会社が作成されたもので、16条立 てとなっており、特にご説明すべき条項につきまして、簡単にご説明申し上げます。 まず第1条では、(工事の位置及び設計)として、議案参考資料5ページから7ページにかけてお示しをしております図面において、本協定に関わる内容を赤色で示しております。図面の内容につきましては、後ほど、ご説明申し上げます。

第2条では、(工事の施行及び代行発注)として、西日本旅客鉄道株式会社が施行する内容について「下水道施設(本体工事・工事付帯)」とし、また、本町が鉄道施設に近接して追加工事を施行しようとするときは、あらかじめ西日本旅客鉄道株式会社と協議することとしております。

第3条では、(工事の完成期限)として、西日本旅客鉄道株式会社が実施する工事の 完成期限は、平成32年3月31日とするものとしております。

第4条では、(工事の計画予算及び負担)として、工事費(協定金額)は、総額で3億8,091万6千円(うち消費税2,821万6千円を含む)とし、本町がその全額を負担することとしております。

第6条では、(年度協定)として、平成30年度及び平成31年度の工事実施にあたり、 施工内容及び施工区分、工事の費用及び負担、工事費の概算払いなどについて、それぞ れ年度協定を締結することとしております。

第7条では、(工事の内容等の変更)として、設計変更や物価等の変動により工事費を変更する場合は、本町と西日本旅客鉄道株式会社で協議することとしております。

次に、議案参考資料3ページをご覧ください。

第8条では、(工事費の確認及び精算)として、工事竣工後、工事費の精算を行うこととしております。また、竣工払いとは別に、各年度に精算払いを行うこととしております。

第11条では、(残存物件の処理)として、工事の結果発生する撤廃物や、購入したもので工事竣工後も残存する物件は、工事費の中で精算することとしております。

第12条では、(用地の処理)として、管渠が築造される西日本旅客鉄道株式会社用地については、引き渡し後についても、別途覚書を締結したうえで、下水道施設存続中は無償で使用できるものとし、その位置及び面積については、議案参考資料8ページ、右下の占用面積図のとおりとすることとしております。また、工事に別途必要となる用地については、本町が無償にて提供することとしております。

第13条では、(行政上の手続き及び苦情等の処理)として、第三者からの苦情等の処理については、本町において処理することとしております。

第14条では、(損害の負担)として、工事に起因した重大な責による損害は西日本旅客鉄道株式会社が負担することとし、それ以外については、本町と西日本旅客鉄道株式会社が協議のうえ、本町が負担することとしております。

第15条では、(工事の進捗状況の確認)として、必要に応じて進捗状況に関する打ち合わせを行い、工期の変更等、事務手続きが必要な場合には、協議のうえ、適切な措置

を講じることとしております。

次に、議案参考資料4ページをご覧ください。

第16条では、(その他)として、この協定に定めのない事項や疑義が生じたときは、 本町と西日本旅客鉄道株式会社が協議して処理することとしております。

最後に、この協定の証として、本書2通を作成し、押印のうえ、本町と西日本旅客鉄 道株式会社が各1通を保有することとしてございます。

次に、議案参考資料5ページをご覧ください。

位置図でございます。工事委託の施行箇所をお示ししており、JRキロ程の「529k452m27」の表記につきましては、今回、敷設いたします雨水管のセンターの位置を表記しておるものでございます。

次に、議案参考資料7ページをご覧ください。

平面図、縦断図、および横断図でございます。平面図左側(測点No.4)にお示しをしております、現在、施工中の第二期工事で樋ノ尻公園内に築造いたしております No. 4 両発進立坑から、JR軌道に対して直角に、平面図右側(測点No.3)にお示ししております、今回、西日本旅客鉄道株式会社が受託し築造いたします No. 3 発進到達立坑一内面寸法で、長さが 8.606m、幅が 4.106m、立坑深さが 16.085mの立坑となっており、この立坑に向けての推進工で、呼び径 1,650mm の雨水管を敷設するものでございます。区間延長については 45.83m、推進延長については 40.58mとなってございます。

なお、推進工法の選定にあたりましては、土質条件や施工性・経済性・安全性といた しまして、JR軌道部の実績などの観点から、最適な工法として、泥濃式推進工法を採 用されております。

縦断計画でございます。測点No.4、本町が第二期工事で築造する雨水管との落差を 2 cm確保し、管勾配 4.0/1,000 での計画となっております。高さはT P表示となっており、その結果、測点No.4 で、管底高でT P +3.870 m、土被りで 11.20 m、測点No.3 では、管底高でT P +4.053 m、土被りで 13.21 m となってございます。なお、横断図につきましては、上り外側線部における横断図となってございます。

次に、議案参考資料 9 ページをご覧ください。

「事業内容計画書」でございます。先ほど基本協定書第2条で申し上げた「工事の施 行及び代行発注」の具体的な内容を記載してございます。

次に、議案参考資料10ページをご覧ください。

「事業工程表」でございます。基本協定締結以降、引き渡しまでの事業計画をお示し しております。平成30年度については、管理業務委託及び積算業務委託として、工事の 施行に向けた詳細設計や積算業務を行い、工事の外注に向けた事務を行う予定としてお ります。平成31年度につきましては、工事着手を行い、9月までに立坑の築造を完了さ せ、それ以降に管渠築造工を実施する予定としております。 次に、議案参考資料11ページをご覧ください。

「事業費概算額調書」でございます。先ほど基本協定書第4条で申し上げました工事費の内訳をお示ししております。本体工事費としては立坑築造工・地盤改良工・薬液注入工・推進工・監視工及び付帯整備工にかかる費用で3億2千万円、工事付帯費として監理業務委託・積算業務委託・写図等にかかる費用で1,800万円、管理費として1,470万円、それらに関わる消費税(税率8%)が2,821万6,000円で、合計、総額といたしまして3億8,091万6千円となるものでございます。

工事期間中につきましては、委託先となります西日本旅客鉄道株式会社と連携し、通行車両や歩行者等への安全対策につきましても万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第 91 号議案 工事委託協定の締結についてのご説明を 終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申 し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 第91号議案について、質問をさせていただきます。

西日本旅客鉄道株式会社との基本協定というのは、たぶん、私の記憶するところJR 島本駅、新駅整備にかかる10数年前の基本協定書締結以来の大がかりな事業だというふ うに認識をしたところです。

質問としては、まずは、私自身は今朝気づいたと言いますか、質問に及んでいるんですけれども、この資料に添付されております基本協定書及び91号議案の参考資料として示されている「東海道本線山崎・島本間529k444m付近 公共下水道五反田雨水幹線整備工事」の施行について、近畿統括本部長より山田町長様宛てにというところの文書及び今日に至るまでに詳細な説明を、執行部のほうから様々な補足というところでもいただいているところですが、年号の表記について素朴な疑問であります。お尋ねさせていただきます。

この、一番直近の基本協定及びこういった施行についての資料については、西暦を用いておられる。当然、来年の5月に天皇退位及び元号の変更があるということは十分に承知しておりますけれども、こういった取り扱いについては、この元号の変わり目にあるからということなのか、今後、こういった民間企業との締結においては西暦を用いて、より正確さを期すと、これがスタンダードになるのだということなのかどうかということですね。この点は、素朴な疑問であります。こういった表記に及んだ経過について及び今後の取り扱いについて、わかっている範囲でご答弁をお願いいたします。

それから、基本協定書の中身ですけれども、第3条――ここも西暦で表記されていると。それと年度協定締結、第6条にかかるところですが、今回も添付資料を付けていただいております。こういったことがあって、単年度ごとの事業が明確にされるということは非常に必要な説明だとは思っておりますが、来年度以降になりますと、公共下水道

事業が公営企業会計、法適用というふうなことに、先日、条例が成立いたしましたので、 こういった基本協定書の取り扱いなどが発生した場合及び年度協定書が単年度ごとに発 生する場合、今後の議会に対する説明についてはどのようにお考えなのか、答弁を求め ます。

それから、第7条ですね。(工事の内容等の変更)、工事実施の結果、第4条の金額が減額変更する場合については、「第8条第1項の確認時に提出する資料をもって協定変更したものとする。」ということですので、協定変更する際に、この年度内においても議決事件とはならないのだなというふうに理解をいたしておりますが、これは減額変更する場合についてということですので、では、増額をするということが発生した場合はどのような取り扱いになるのか。第8条の取り扱いによって精算ということでなさるのか、その点について補足をお願いいたします。

それから(損害の負担)、第 14 条「工事施行に伴う損害は、乙の重大な責による場合を除き、甲・乙協議のうえ甲が負担するものとする。」ということですが、一般的には委託先の、今回協定を結ぶ相手先の西日本旅客鉄道株式会社のほうは、日常的にこのような工事をなさる場合には、一定の損害補償に資する保険に加入されて、様々な近隣、あるいは何らかの損害を与えた場合の保障に充てられているというふうには思っておりますが、では、はたして、甲は島本町ですので、この協議によって甲が負担するものとなった場合の損害補償に資する様々な財源措置というか、保障に当たる手続きというか保険的なものは、島本町としてはどのような備えがあるのか。答弁を求めます。

上下水道部長 それでは、河野議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の西暦表記と年号標記の件でございますが、今回の書面につきましては JR西日本旅客鉄道株式会社からの提出された書面ということで、JRさんのほうでは 西暦表記ということで、書面としていただいたものでございます。

それから、公共下水道事業につきましては平成31年4月から公営企業会計適用ということで、今、事務を進めさせていただいておりますが、公営企業会計適用後の事務処理ということでのお尋ねでございますが、適用後は、工事請負等につきまして5千万以上の場合も議会案件とはならないということでございますので、そういう案件が今後発生した場合には、別の形で議会等へは情報提供してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、本協定に伴います減額につきましては第7条で規定をされてございますが、 増額につきましてということでございます。増額につきまして、増額となる内容につい ては、第7条の第1項の中で規定をされてございますので、双方が協議するということ で、その内容が適切であるということになりますと増額ということになろうかと思いま すので、その増額に対するということにつきましては、第8条の精算行為の中で増額を するということになってこようかと思います。 それと、第14条の関係でございます。工事に伴う損害についてでございますが、本町として工事に起因する保険については加入をしてございません。工事を発注する際には、請負業者のほうで保険等には加入されているというふうには認識しておりますので、工事に起因する内容でありましたら、請負業者のほうで対応するということになってこようかと思います。

以上でございます。

河野議員 今、一定の答弁としては理解いたしました。協定書においては双方で締結する ものであるけれども、今回については、西日本旅客鉄道株式会社からの示しということ に沿って協定書の文面が作成されているということで認識しておりますが、島本町も姉 妹都市提携、国際化、グローバル化と言われている中で、今後の様々な表現については、 これはこれで参考にされてはどうなのかなというふうに思ってる、これは私の意見です。 増加・減額の関係については、わかりました。

では、次に違う質問ですけれども、議案に添付されている位置図を見ますと、まさに今、ここの工事箇所は、関西電力株式会社のグラウンドの跡地の新興住宅地と、広瀬一丁目、桜井一丁目との境界にある工事現場であります。主に夜間工事を主として行われるということが、今回、JRに委託するゆえんだというふうに理解しておりますけれども、自治会のあるところなどは周知や、あるいは説明会などが過去においてもされてますので、十分にこの点は、騒音の問題、振動の問題などについても、事前にご意見をお聞きする場所はあるのではないかと思いますが、関電グラウンド跡地のほうの新興住宅地においては、まだ、これから入居というところで、自治会もまだ存在していないであろうというところですので、その点について、個別のポスティングによるチラシによる周知ということもあるんですが、より丁寧な説明などが求められるのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。現時点での対応について、お示しください。

上下水道部長 今回のJR委託に関わりまして、施工時間帯につきましては、現時点でも 夜間工事ということでお聞きはしておるところでございますが、その中で、工事の説明 会の開催等のご質問だと思うんですけども、現時点といたしましては、工事の施工方法 等の詳細が決まり次第、JR西日本と協議・調整のうえ、決定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 東大寺・百山地区の浸水被害等の軽減に向けて行う公共下水道五反田雨水幹線整備の一連の工事につき、東海道本線山崎・島本間 529 k 444m付近に第3立坑を設置、同立坑から第4立坑間を線路横断して推進する工事ということです。列車の運転保安上、西日本旅客鉄道株式会社の施工とし、島本町から同社に工事を委託、協定を結ぶというご説明でした。

1点目、お示しいただいた基本協定の第4条(工事の計画予算及び負担)について、

概算額調書による総額には消費税が含まれています。施工期間の 2018 年 12 月から 2020 年 3 月の間には、2019 年 10 月からの消費税増税が予定されています。この消費税の増税分は、どのようになるのでしょうか、確認しておきます。

もう1点です。計画的に実施される一連の工事でありながら、予算化できかねていたのは、JRへの工事委託にかかる金額が未定であったからと認識しています。また、前の議会で私たち議会に対して提供していただいた資料によると、今年4月13日の事前協議においては、島本町として9月補正予算計上、債務負担行為とし、協定に向けた事務を進めて、12月定例会議に契約同意の締結を目指すのが妥当と、先方、JR側に主張されていたことが要点録に示されています。

2点、お尋ねします。9月定例会議において、予算の担保ができなかった要因はどのようなものだったのですか。なおかつ、JR側が遅くとも12月下旬には協定書を締結する必要があるとされていたのは、どのような理由、事情によるものなのでしょうか、ご説明ください。

上下水道部長 それでは、数点ご質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。

まず、本協定にかかります消費税率の取り扱いでございますが、来年の4月1日以降 に増額が生じた際には、増額の変更契約分についてのみ10%として対応することとなり ます。

また、今回の工事委託にかかります予算化と、それから協定の締結についてでございますが、まずは本協定に関わります予算化についてでございますけども、JR西日本との協議におきまして、平成30年9月定例会議にて補正予算案を審議していただくため、7月に協定金額及び平成30年度の支払い予定額について提示をしていただく旨を求めておったところでございますが、その結果、その金額の提示が11月上旬になりましたことから、補正予算案につきましては12月定例会議でご審議いただいたところでございます。遅れた要因といたしましては、JR西日本において概算金額の算出及び協定書案の作成にかかる事務が遅れたことによるものというふうにお聞きしております。

次に、12月下旬での本協定の締結の必要性についてでございますが、JR西日本におかれましては、夏季は列車の運転保安上、軌道敷での推進工事ができない等の制約等があるとのこと、また近隣への影響等を考慮し、12月中に協定を締結し、早期竣工を望まれておられるところでございます。一方、本町といたしましても、今年度の交付金の活用や今後の事業進捗等からも、12月下旬までには締結いたしたく考えており、臨時議会の開催をお願い申し上げたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 消費税増税分については、今後、工事に増額が見込まれた場合は10%を適用すると、基本協定に基づいて協定を結んだものは8%でという、そういうご説明だったかと思います。一定、理解しました。

それから協定のこと、12月下旬に協定書を締結する必要があるということで、臨時議会を開いた理由については、ご説明により一定理解をいたしました。事務がさぞかし大変だったであろうなと、逆にそのように拝察します。ねぎらう気持ちのほうが強いです。次に、違う質問に行きますが、2018年にかかる年度協定は、基本協定と同時に締結されるとのことです。年度協定について議会の同意を得ない、必ずしも必要がないと判断された理由、根拠のようなものがあれば、お示しください。

もう1点、基本協定第5条 (公正性と透明性の確保)というのがございます。本協定が「公共事業であることを鑑み、工事の執行にあたり、相互に公正性、透明性の担保に努める」とありますが、具体的にはどのように公正性、透明性を確保することになるのでしょうか。

もう1点、続けて問います。すでに入居が始まっている関西電力グラウンド跡地の戸建て住宅をはじめとする地元住民への説明会、前の議員の質問でもありました。周知の方法はどのようにお考えなのでしょうか、改めて問います。転入世帯は幼い子どもさんがいる家庭が多く、夜間工事以外の時間帯が無人となるのでしょうか。そうであれば、安全上、問題が生じることはないのかと危惧しています。私は素人ですので、工事について、このあたりがわかりませんので、安全対策はどのようなものになるのか、ご説明をお願いいたします。

以上です。

上下水道部長 それではご質問のうち、まず、基本協定書の第5条に関わります公正性と 透明性の確保についてでございます。本町といたしましては、計画予算、年度ごとの事業内容、事業の工程表、また本町に代わりJR西日本が発注した工事の請負契約の一覧 及び注文書、請負金額内訳書等の提出を求め、委託内容の詳細について把握するととも に内容の精査等を行うことで、透明性の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、工事の周知方法等についてでございますが、先ほども他の議員にもご答弁申し上げましたとおり、工事の施工方法等の詳細が決まり次第、JR西日本と協議・調整のうえ、決定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、工事期間中の安全対策でございます。特に夜間工事にもなるということの中で、今回、本工事で必要となりますNo.3 立坑につきましては、町道百山3号線の車道部に築造することとなりますことから、担当といたしましても、その安全性には十分に留意する必要があるものと認識をいたしてございます。作業を行わない時間帯につきましては、覆工板で覆うことにより、通常の交通に支障が出ないよう復旧を行うこととしておりますが、JR西日本が施工に関する計画を作成する際には、その内容を十分に把握し、道路管理者及び高槻警察署と協議をしながら、詳細について検討し、安全対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 1問目の年度協定書を議会の同意を得ないという、必ずしも必要がないと判断された理由のご答弁がなかったように思いますが、これについても他の議員から指摘がありました。年度協定書を締結されるときには、議会の説明が必ず必要であること。また工事の内容を周辺の住民の皆さんに説明すること、周知すること。そのことがすなわち公正性と透明性の確保にも繋がると思いますので、重ねてお願いというか、求めておきたいと思います。

最後にもう1点、新たに問います。雨水幹線が軌道横断部で使用する土地についてです。下水道施設存続中は無償と、このことは基本協定の第12条にも明記されていると思います。事前協議におかれて、JR側は非課税、あるいは減免に変わる借地料などで対応することを求めておられたと思います。資料に、そのようにございました。この点については、結果はどう対応することになったのでしょうか。それについて、理由も含めてご説明いただけますか。

上下水道部長 申しわけございませんでした。年度協定の件については、ちょっと答弁が 漏れておりましたので、再度、ご答弁申し上げます。

今回、基本協定書の中で、第6条で年度協定を締結する旨が規定されてございます。 平成30年度・31年度において、年度協定を締結する予定となっておる中でございますが、年度協定書の取り扱いにつきましては、基本協定で締結した複数年度の工事の施行について、その年度ごと、工事の内容及び施工区分、支払い予定額の概算を記載した内容となってございます。そのことから、工事の請負または製造の契約する書面ではなく、議会の議決に付する契約には当たらないものと考えてございます。

それと、第12条の用地の処理についてでございます。先ほどの中でも、使用料については無償ということで、ご説明をさせていただいたところでございますが、今、ご質問にあった内容につきましては、税のことでのお話ということでございますが、その点につきましては本町の税務課とも協議・調整のうえ、本町といたしましては減免及び免除についてはできない旨を、JR西日本のほうに説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

岡田議員 説明は受けております。まず、この西日本旅客鉄道株式会社なんですが、この 会社というのは、工事が特殊ということもございますが、随意契約というのは当たり前と いうふうに考えてよろしいのでしょうか。

それと金額的に大きいのですが、3億8,091万6千円という大きな金額ですね。島本町は、この旅客鉄道からこの金額を協定金額としていただかれて、何を基準にして、この金額が妥当であるという判断はどこでされたのでしょうか。それとね、この金額の中身で私、もう一つわからないのは、管理費とか1,470万、こういう金額とか工事付帯費と

か、こういうのの金額の中が全くわからない状態で、この金額を協定書として受け取られておられますが、この金額の妥当性というのは、どこで、この金額も判断されたのか、 教えていただけますか。

上下水道部長 それでは、岡田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、今回の協定金額となりました 3 億 8,091 万 6 千円の妥当性についてでございますが、内訳につきましては、先ほどご説明もさせていただいたところでございますけども、議案参考資料の 11 ページに事業費概算額調書ということで、内訳についてはお示しをしていただいてございます。

また、本工事費につきましては、工種といたしまして立坑築造工から付帯設備工ということで、その一式の額が示されているわけでございますけども、現在、本町といたしましても第2期工事を実施してございます。その工事におきましても同様の工種がございますので、その工事費との比較ということでは精査をさせていただいたところでございます。ただし、夜間工事ということでございますので、労務単価が割り増しになるということと、今回、運転保安上の問題があるということで、列車が運転している時間帯については作業ができないという制約がございますので、非常に時間的制約を受ける内容となってございます。そういう観点も踏まえて一定判断をさせていただいたうえで、妥当であるというふうに判断をさせていただいたものでございます。

また、それぞれの工種の内容につきましても、JR西日本のほうにも確認をしながら、 内容についても確認を取らせていただいたところでございます。

以上でございます。

工務課長 それでは、1点目の随意契約について、ご答弁申し上げます。

本町といたしまして、今回工事に伴いまして、平成29年2月1日付けで本町から西日本旅客鉄道株式会社に対しまして、本工事の計画協議をさせていただいたところでございます。その計画協議の回答ということで、平成29年2月10日付けで本町にお示しいただいた回答の中に――第6項になるんですけども、本工事のうち、No.3立坑の構築及びNo.3立坑からNo.4立坑間の線路横断部分の推進工事は、列車の運転保安に影響のある工事となるため弊社が施行するものとし、詳細については、別途再度協議をお願いするという回答がございましたことから、本件につきましては入札等による発注ではなく、相手方が特定されることから、随意契約での工事をお願いさせていただいたものでございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。それと、これは当初は40%、島本町のほうからお払いされて、 あとの残りは工事完成後ということですが、基本協定書の中の8条ですよね、これは工 事が適正に行われているかどうかということの判断というのは、島本町がポイントです か、それか向こうの乙――甲が島本町ですので――のほうが、結局、この工事の適正か どうかの判断というのはどちらが重要になってくるのでしょうか。

それが1点と、もう1点は、お支払いなんですけど、これはどのような形で、国からの補助金というんですか、そういうのは何%ぐらいあって、町の持ち出しがどれくらいでということで、当初の40%というのは、これは町の持ち出しであろうかなとは思うんですけれども、あとの残りの60%というのはどのような割合でお支払いをされるということになるんでしょうか。その辺、教えていただけますか。

上下水道部長 それでは、支払いに関わりますご質問でございますけども、今、議員ご指摘の40%につきましては前払い金に相当する額ということで、協定締結後40%を、まず、お支払いするという流れになってございます。残りの60%につきましては、工事の内容等の精算を行ったうえで、完了払いということでお支払いすることになってこようかと思います。

それと、工事の内容の精査についてでございますけども、今回、代行発注ということで JR西日本のほうへお願いする形になってございますので、基本はJR西日本ほうで、 まずは工事の内容等、きっちりと精査をしていただくということで、変更等が生じた場合 には、第7条のほうで規定がありますとおり、工事の設計変更等については甲・乙協議 するということになってございますので、JR西日本と本町が協議のうえ、再度、内容 の精査を行うということになってこようかと考えております。

それと、今回、国の交付金ということで防災・安全交付金を活用させていただくことになってございますが、この平成30年度におきましては、総額といたしまして約900万円ほどの予算をお願いしているところでございますけども、そのうち250万円を、今回、交付金として活用するということで、大阪府とも調整をさせていただいてございます。その該当する業務というのが、今回、積算業務ということで見込まれてございますが、その積算業務に関わります交付金といたしまして250万円程度を見込んでございます。他の財源につきましては起債ということで、公共下水道事業債を発行するなり一般財源を充当して、財源のほうにつきましては確保するということで考えております。

岡田議員 最後ですが、今、部長おっしゃったように、工事は適正に行われてるかどうか というのは、やはりJRのほうに委託してるという関係で、JRのほうが、結局、ポイン トということですよね、乙のほうが重要であって、それで結局、甲の島本町がそれに沿 ってというような、島本町は、どっちか言えば二番手のような今の答弁でしたよね。

以上でございます。

島本町の工事をしていただく発注は島本町ですので、島本町が例えば、そこはそうじゃないのかって言って、JRのほうが、いや、これで正しいですって言われた場合、やっぱりJRのほうを一として置くという意味だと思うんですけれども、これはやっぱり島本町の発注工事やから、島本町が権利は持って当たり前ではないかなというふうに思うんですけど、そこ、間違ってますか。

上下水道部長 岡田議員のご指摘されている内容につきましては、議案参考資料の11ページを再度ご確認いただきたいと思うんですが、事業費概算額調書の中で、工事付帯費ということで、今回、監理業務委託、それから積算業務委託、写図等ということで、ご負担をさせていただきます。先ほどご指摘があった工事発注等の業務につきましては、今回、工事発注にあたりましては、再度、JR西日本のほうが積算を行います。そのうえで工事費用等の算出をされた後、JR西日本のほうで工事業者は決定をされるということでございますので、工事の入札から契約に至るまでも、現在のこの内容でいきますと、JR西日本にすべて委託をするということでございます。その観点からも、まずはJR西日本のほうでの責任において、入札、それから契約事務を進めていただき、業者決定後につきましても、工事監理につきましても、JR西日本におかれましてきっちりとやっていただくということが、まず基本にあるということでございます。

その中で変更等が生じた場合は、島本町と協議等行いながら、適切に事務を進めていくということが、この協定書を締結することによって、今後、双方の協議のうえで適切な事務が進むことになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

- 中田議員 議案参考資料の11ページの、今、お話があった事業費概算額調書ですが、今、 他の議員からも指摘があったように、委託部分の内容が、ちょっと内訳がわからなくて、 本体工事費と工事付帯費と管理費があって、本体工事費と工事付帯費に関しては内訳が 書いてあるんですが、管理費の1,470万円の部分については内訳がよくわからないので、 具体的に、この「管理費」というのは何を指しているのか、何が含まれているのか、お 示しください。
- **上下水道部長** 管理費の内訳についてのご質問でございますが、今回の管理費に関わる内容といたしましては、工事委託に関わりますJR西日本社員の人件費、JR西日本の社員の土木職の方が一定の業務を行うために必要な経費ということで、計上させていただいてございます。

以上でございます。

河野議員 先ほど工事費用の内訳や精算、詳細については、西日本旅客鉄道株式会社の主体性というのは、いろんな議論があったと思うんですが、あくまでこれは公共事業であり、島本町の、現時点では税金及び下水道料金等によって、国の交付金ということもありますので、透明性・公正性が担保されなければいけないということは第一義であるということは、確認するまでもありませんが、改めて答弁を求めておきます。

それから、それを担保するということにおいて、基本協定書の第5条に(公正性と透明性の確保)ということですので、もちろん私たち議員もこの協定書締結、また以後においても、何らかの形で、もちろん住民に対しても説明責任を負う者ですので、この点を詳細に書いたものが年度協定書ということで、工事費の概算払い、前後にもあります

が、概算払い請求については出来高予定調書というものを提出するということによって、ここには詳細なものが示されているというふうに認識しております。確かJR新駅の設置のときにも、このときは基本協定書締結は議決事件ではなかったので、大変、物議を醸したと。当時の議事録は残ってますので、また参考にしていただきたいんですが、今回はこれをきっちりと議決事件としてあげていただいて、明細もいただいているというところでは、全く趣を異にするというか、前回の基本協定と比べれば、より透明性のあるものだと私は一歩前進していると思いますが、ただ、精算や支払いに関しては公金の支出ということになりますので、この点の出来高予定調書の作成とか、その辺の提示ですね、これを私たち議員に対してどういった形で示していただけるのかということが、今後、必要になってくると思いますね。

その点は、この年度協定書も、あくまでこれは参考資料として出されておりますし、 来年度に至っては議決事件とは全く離れていくということになりますので、やはり時宜 を捉えて、この出来高予定調書や概算払いについての説明を伴っていただきたいという ふうに思いますし、当然であるというふうに思いますが、これはわざわざ議員が議案、 決算と予算のときだけの資料請求でないと見せていただけないものなのか。年度途中の 出来高予定調書、精算についての資料を請求しようと思えば、情報公開請求しかないの かと、そういうことですね。その点についての支払い行為や支出支払いについての透明 性は、どのように考えておられて、どのようにされるおつもりなのか。より精度の高い、 透明性を図っていただくということが必要になってくると思いますけども、その点につ いて答弁を求めます。

上下水道部長 第5条に関わりまして、(公正性と透明性の確保)ということでございますが、この点につきましては、平成20年12月25日付けで国土交通省各局とJR各社との間で、公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせが行われてございます。これに従いまして、本町と西日本旅客鉄道株式会社とは、今後、それぞれ必要な手続き等を行っていくことになろうかと思いますので、その点では、今、申し上げた公正性・透明性の確保ということで、特に今後、支払い等で精算を行うということで、それに伴います資料についても、一定、必要なものにつきましては本町から西日本旅客鉄道株式会社のほうに求めていくことになろうかと思いますので、その内容を精査させていただきまして、議会等への情報提供が必要か否かについても、その際検討し、判断をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

以上でございます。

(午前10時55分~午前11時05分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

伊集院議員 1点、確認させていただきます。種々、各議員さんからの質疑もあったように、一定、この協定の内容等、疑義があるわけではないんですけれども、やはり技術的な見方をしているところの、我々としてはちょっと不安な部分もあったりします。

実質、埋設物というのは掘ってみないとわからないという事態が起きてきて、過去でも変更契約とか、いろんなものが出てきますので、現時点であるのかどうかという部分と、要は不測の事態、想定外を想定されているのか。第 16 条ですね、(その他)に記載していただいています、疑義が生じたとき、前各条に定めてない事項、こういったことが起きたときは、一定、JRさんと協議があるという状態を置いていただいている。この第 16 条においては、ほんとに大きな意義があると思って評価しているところなんですが、現時点で一定協議されているという部分においては、もし、この工事工程も出してもらってますけど、内容においていろんな問題が出てくるんではないかと、協議が必要ではないかという部分を想定されてる部分が今あるのかどうかということの確認と、想定外の部分においても、この 16 条で対応していけるということであるのかということを確認させていただきます。

上下水道部長 不測の事態に対する対応ということでのお尋ねでございます。

今回、工事委託をする内容につきましては、議案参考資料の9ページのほうにもお示しをさせていただいているところでございますが、立坑築造工、地盤改良工、薬液注入工、推進工、監視工、付帯整備工ということでございます。この内容の中で、現在、第2期工事のほうでも工事を進めさせていただいておりまして、JRの軌道敷を境に反対側で同種の工事を行っているということでございます。その中でも、現在、工事を鋭意進めさせていただいておりますが、特に大きな支障は発生してないという現状でございます。

そういうことも加味したうえで、今回、JRのほうに委託をする内容につきましては、2点ほど懸念する材料といいますか、議案参考資料の7ページのほうに平面図、縦断面図を添付させていただいておりますけども、今回、No.3立坑、縦断面図の右側の立坑につきましてはJRのほうに委託をするということでございます。本立坑につきましては、掘削深が16メーター程度と非常に深い立坑にもなっておるということと、それと45度の影響線を見ていただきますと、掘削の中に、この45度の影響線が入ってくるということでございますので、この点については他の立坑の施工条件とは異なる部分ということで、非常にJRの軌道への影響を加味しながら工事をするということが出てきます。それともう1点が、JR軌道下の推進工事になるということでございますので、この点2点が、今回の工事の中では、工事の進捗によっては、何か影響が出る可能性があるかなというところは考えておりますが、その対応につきましても、先ほど議員のご指摘のございました第16条におきまして、今後、双方の協議のうえできっちりと対応していきたいなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

- 福嶋議員 先ほど、他の議員に対するご答弁の中で、前払い金40%をお支払いになるというようなお話があったかと思いますが、この基本協定書を見させていただいたところ、第8条の(工事費の確認及び精算)というところがお金の項目かと思うんですけども、ここは、それぞれの年度末において「甲の確認を得て工事費を精算するもの」というところで、ほかに前払いの項目とか基本協定書にないので、その辺、何か文言の欠落があるのかなと思うんですが、その辺、ご説明をお願いいたします。
- 上下水道部長 基本協定書の中では、第8条で(工事費の確認及び精算)ということで記載がございます。精算につきましては、この第8条により行うということでございますが、第6条におきまして年度協定ということで、今回も30年度、それから31年度におきましては年度協定を締結させていただく形になります。この年度協定の中に、工事費の概算払いという条項が出てきます。この中で、前払い等については行うということで規定がされるものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 年度協定というのは、基本協定書をもとに作られるものですので、基本協定の第8条を超えた年度協定というのはあり得ないと思いますので、その辺は一度、JRさんとお話をいただいて、私どもが承認するのは、この文書を見て承認しますので、年度末にお金をお支払いするということ以外は書いてございませんので。それが、もし早期に見込みでお金を払う。それはもしかしたら、何かすごく大きな話になるんじゃないかなというふうに思いますので、ご検討のほど、またよろしくお願いいたします。

以上、意見でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

- 清水議員 2点ほど、ちょっと確認したいんですけど、12月の会議でもちょっと質問したかも知れないんですけど、今回、横断部の発進立坑というのはNo.4なんですが、No.4というのは2期工事の立坑なんですが、2期工事との関係というのは、今回の工事、どういう形で考えられているのかというのが1点と、あと、今回、施工される立坑の4というのは平面図見ても、既存の道路をだいぶ占用するような形になると思うんですが、交通規制、夜間であるとはいえ、通行止めまで考えておられるのかというのを、ちょっとお伺いしたいです。
- 工務課長 清水議員のご質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、五反田雨水幹線 2 期工事との関連性についてでございますが、現在、第 2 期工事につきましては、No.4 発進立坑から淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点(2 -10)までの区間において推進工法での工事進捗を図っており、31 年 4 月頃の到達を、現在、見込んでおります。このことから、概ね 5 月以降において J R 工事委託の作業準備など進めていただけるよう、J R と調整してまいりたいと考えております。その他の

工程につきましては、別紙お示しさせていただいている工程に基づくものでございます。 2点目の交通規制等についてでございます。基本、夜間工事の施工ということで考え ておりまして、道路幅員等考えますと、車両については通行止めという形での対応にな ってくるかと思っております。また歩行者と自転車につきましては、従来どおり、昼夜 間を問わず通行可能ということになってまいりますが、JR、高槻警察と協議のうえ、 最終的には決定してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。2期工事とは調整して、向こうの立坑使うんですから、その辺はよろしくお願いします。

それから、通行止めに関しては、たぶんマンションの出入り口から夜間左折できないような形になるかと考えるんで、その辺、また地元説明等、よろしくお願いしておきます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

中田議員 五反田雨水幹線の整備計画の当初予定では、このJR委託は2019年10月から2020年5月を予定していたと思います。一方で、今回の資料添付にある事業工程表を見ると、若干、その予定よりも早まっているんですが、ということは、その五反田雨水幹線整備計画の工期、第2期の予定は4年計画だと認識していますが、その計画の全体の工期が短縮される方向になるのかどうか、確認です。お願いします。

工務課長 中田議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

当初、予定しておりました施工時期から比べますと前倒しでの施工は可能となったことから、一定、今、議員ご指摘のとおり、第2期工事についても早く竣工できるのではないかというふうに考えております。第2期工事が早く竣工できることで、全体計画の中で、後、第3期工事等も予定させていただいている関係もありますが、一定早く事業着手ができるんではないかという事業効果等も考えられますことから、町としても、いい方向で進めていけるんではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第91号議案 工事委託協定の締結について、人びとの新しい歩みを代表して、 賛成の立場から討論を行います。 五反田雨水幹線整備工事の工事委託協定の締結、協定金額は3億8,091万6千円です。 JR軌道敷の下という特殊部分の工事につき、施工監理には高度な専門的知識を要し、 本工事を安全に、確実に施工するために西日本旅客鉄道株式会社に委託し、協定を締結 するとのことです。また、4ヵ年計画で進めている五反田雨水幹線整備工事(第2期) の完成に必要不可欠な工事でもあります。

五反田雨水幹線は、東大寺三・四丁目及び百山の一部を含む 42.8ha の雨水を幹線で受け、水無瀬駅付近及び百山のアンダーパスの冠水を緩和するために必要な工事であるため、早期の実現が求められています。

これらの実現のために、工事委託協定の締結は必要不可欠なものと認め賛成の討論と しますが、工事の進行にあたっては、道路の通行止めや騒音・振動が想定されることか ら、近隣の住民の皆さんへの説明会や配慮に努めていただきたいということだけ付け加 え、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第91号議案 工事委託協定の締結について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の工事締結については、JR横断部の推進工事ということで、長年、雨水対策のために、水無瀬地区等への雨水を、この五反田雨水幹線によって国道まで引っ張る工事の一部であると考えます。また、今回の横断部については、国の防災・安全等を含め前倒しでやられるということは良いことだと考えます。

工事にあたっては、2期工事との調整、また立坑等は既存の道路を通行止めにする可能性がありますので、特に地元の説明、新しく引っ越してこられた方のすぐ前の道路になると思いますので、その辺は周知徹底、よろしくお願いしておきます。また、工事に際しては安全第一、JRを止めることなく、影響を与えることなく早期に完了していただくことを要望し、賛成の討論とします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第91号議案 工事委託協定の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の 討論を行います。

本議案については、過日の12月議会においての第88号議案に対して請求された資料を、さらに再度参考にさせていただき、今回、議案参考資料及び補足資料をつけていただいたものを精査し、本会議での質疑答弁をもとに妥当なものとして賛成するものです。ただし、質疑でも求めましたように、先ほどもありました、夜間工事が中心になってくるということにおきましては、周辺への丁寧な説明、対応を果たしていただくとともに、私自身も個人的に経験がありますが、自治会のない地域、管理組合しかない地域におい

ては、えてして業者のほうが、そこに住民が住んでいるという認識がないまま夜間工事などを執行するということが、民間企業においてはありました。そういったことがないようにということは、これは大丈夫だと思いますが、新たな地域では管理組合もまだ結成されていないというような地域もありますので、個別な対応が求められることも多いかと思いますが、その点においては島本町が委託元ということで、丁寧な対応を業者にもしっかりと求めていただくということを要求しておきます。

さらに、透明性・公正性の担保という点では基本協定書に明記されており、増額・減額の対処についても基本協定書に明記はされておりますけれども、今回、仮協定という形を経ないで、今後、この議決を経たうえで基本協定書の締結及び年度協定書締結に至られるということですので、この議会において様々指摘された点については、引き続き西日本旅客鉄道株式会社と精査をしていただいたうえで締結に至られるように、強く求めておきます。

また、今回、基本協定書の中でも、部長答弁にもありましたように、西日本旅客鉄道株式会社との、この鉄道事業者、あるいは鉄道駅建設に関わっては、かねてから自治体の負担というものが非常に多く、透明性についても問われてまいりましたが、今回の基本協定に至っては、国交省の通知等も踏まえられて、より透明性を図られて内訳書、工事費用の内訳なども出していただいたということについては、一定、JR島本駅のときよりは前進したものであるというふうに認識をいたしておりますが、今後も年度末精算、決算・予算に関わらず、時宜を得ながら事業の進捗状況などのご報告にも努めていただきたい。これは要望です。

以上のことをもちまして、本議案に対しましては賛成の討論といたします。

川嶋議長続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第91号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第91号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして平成 30 年島本 町議会 12 月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、来年2月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦労様でございました。

(午前11時22分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第90号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第91号議案 工事委託協定の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月27日

島本町議会議長

署名議員(1番)

署名議員(11番)

平成30年島本町議会12月臨時会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件	名	結	果
第90号議案	大字桜井財産区管理委員の ことについて	選任につき同意を求める	12月原案	127日 同意
第91号議案	工事委託協定の締結につい	7	原 案	" 可 決